ID:　116

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	あしや温泉に係る退場命令等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例　第6条(第8条の2第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成7年条例第19号

【根拠条文】

(入場の制限)

第6条　市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1)　酩酊していると認められるとき。

(2)　他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3)　あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4)　発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込むおそれがあると認められるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理上支障があると認められるとき。

(管理の代行等)

第8条の2　市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、あしや温泉の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2　前項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　あしや温泉の使用の許可に関する業務

(2)　あしや温泉の運営に関する業務

(3)　あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の第4条第2項、第6条、第8条の規定の適用については、第4条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日